

美郷町省エネルギー設備更新支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存設備を省エネルギー設備に更新する町内中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、美郷町補助金等の適正化に関する規則（平成16年美郷町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、原油・原材料等の価格高騰の長期化に伴う省エネルギー設備への更新によるコスト削減の取組を促進し、町内中小企業の事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。
- (3) 事業所 事業の用に供するために直接必要な建物及びその附属施設をいう。
- (4) 省エネルギー設備 町内の事業所に設置するエネルギー消費を抑制する設備で、別表第1に該当するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 交付申請時点において、町内に事業所を置く中小企業者及び小規模事業者
- (2) 交付申請後においても、町内で事業を継続する意思を有していること。
- (3) 現在営んでいる事業の業種が別表第2の業種に該当しないこと。
- (4) 美郷町暴力団排除条例（平成24年美郷町条例第2号）第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係者でない者

(5) 町税及び使用料等の滞納がない者

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる省エネルギー設備は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 更新に係る経費総額が10万円以上であること。

(2) 中古品でないこと。また、リースやレンタル等によって更新される設備ではないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、省エネルギー設備の更新に係る経費のうち別表第3に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助上限額は100万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美郷町省エネルギー設備更新支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、美郷町省エネルギー設備更新支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更するときは、美郷町省エネルギー設備更新支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めたときは、美郷町省エネルギー設備更新

支援事業補助金交付変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（事業中止及び廃止）

第10条 補助事業者は、やむを得ない事由により補助事業を中止又は廃止する場合、速やかに事業中止等届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付申請及び交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに美郷町省エネルギー設備更新支援事業補助金実績報告書（様式第6号）を町長に報告しなければならない。

（確定及び通知）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、美郷町省エネルギー設備更新支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに美郷町省エネルギー設備更新支援事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、補助事業者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（重複交付の禁止）

第14条 補助事業者が当該補助事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく補助金は交付しないものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じた者のうち、やむを得ない事由により補助金を返還することが困難と認められる者について、交付した補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 8 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	主な内容
省エネルギー設備	・ グリーン購入法やトップランナー基準といった国や団体が定めている条件に適合するもの又はこれと同様の性能を有すると認められる設備 (既存設備の更新に限り補助対象とし、新たな設備の導入は補助対象外とする)。 【対象設備 (例)】 空調・エアコン、ボイラ、照明設備 (LED 照明含む)、工作機械、プレス機械、プラスチック加工機械、冷凍・冷蔵設備、厨房機器 等

別表第 2（第 3 条関係）

- 1 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業を除く。）
- 2 漁業（大分類 B に含まれるもの）
- 3 無店舗小売業（中分類 61 に含まれるもの）
- 4 金融業、保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- 5 次のサービス業等
 - （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により規制の対象となるもの
 - （2）競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803 に含まれるもの）
 - （3）芸ぎ業（細分類 8094 に含まれるもの）及び芸ぎ斡旋業
 - （4）場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業（細分類 8096 に含まれるもの）
 - （5）興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。細分類 7291 に含まれるもの。）
 - （6）集金業又は取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。細分類 9299 に含まれるもの。）
 - （7）易断所、観相業及び相場案内業（細分類 7999 に含まれるもの）
 - （8）宗教（中分類 94 に含まれるもの）
 - （9）政治・経済・文化団体（中分類 93 に含まれるもの）

備考 業種の分類は日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）による。

別表第 3 （第 5 条関係）

経費区分	主な内容
購入費	・省エネルギー設備及び設備に係る附属品の購入に要する経費（土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）
工事費	・据え付け及び配管、配電等の工事に要する経費（建屋の新築、増改築等に係る経費を除く。） ・既存設備の処分に係る経費